

# The teaching method of equality in Law-Related education

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: FUKUMOTO, Tomoyuki, Kanazawa, Houyukai メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00061470">https://doi.org/10.24517/00061470</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 法教育における「平等」の教え方 — 大学生による法教育の研究と実践 —

福本 知行・金沢法友会

## 目次

### 第1章 はじめに

### 第2章 理論的検討

1. 「平等」はどのように教えられているか
2. 教材で扱う平等の観念及びその理論
  - (1) 形式的平等と実質的平等
  - (2) 分配の原理の必要性
3. 教材の到達目標

### 第3章 教材作成と実践授業

1. 到達目標
2. 各時限のアウトライン
3. 実践授業のもよう
4. 成果と反省点
  - (1) 準備段階
  - (2) 到達目標の達成度
  - (3) その他の課題

### 第4章 おわりに

## 第1章 はじめに

本稿は、金沢大学法学類公認サークル「金沢法友会」の学生が著者（福本）の指導の下で継続している、法教育の研究と実践活動のうち、2019年度に取

り組んだ「平等」をテーマとする教材作成と実践授業の成果報告である。2019年度の金沢法友会は、前年に続いて、多くの新入生を迎えることができたため、学生の研究成果を実践する機会を増やすことが喫緊の課題となった。このため、従来から機会を頂いていた、滋賀県立守山中学校、岐阜県立関高校への出前授業に加え、法学類広報委員会の企画という位置づけで、「法学類ウイークエンドロースクール」と銘打った、大学生による高校生向けの法教育セミナーを10月から1月にかけて毎月1回ずつ合計4回、実施した<sup>1)</sup>。また、滋賀県立虎姫高校との間で夏休みに実施してきた「一日ロースクール」は、関高校にもお声掛けして、両校のジョイント企画に発展した<sup>2)</sup>。本稿で報告する実践は、これらのうち、ウイークエンドロースクールの第1回<sup>3)</sup>、

---

1) 各地の弁護士会が単独で、あるいは大学と協力して積極的に開催している「ジュニアロースクール」にヒントを得て、事前に参加者を募り、高校生に来学してもらう形で企画し、10月は本文に述べる平等、11月は模擬裁判の参観と評議、12月は校則、1月はペナルティ（刑罰）を、それぞれテーマとした。法教育プロジェクトにとっては、実践の機会を増やすとともに、過年度に先輩が作成した教材を塩漬けにすることなくメンテナンスする機会となった。さらに、同じ金沢法友会の模擬裁判プロジェクトにとっても、これまでオープンキャンパスしか実践の機会がなかったが、新たな実践の機会を確保することができた。さらに法学類としても、学類における教育・研究の成果を、目に見える形で社会に還元し、高校生にPRする機会が大幅に拡大した。

なお、大学全体としては、本学の提供する各種セミナーに参加して高大接続コアセンターにレポートを提出し、一定の評価を受けた者だけに出願資格を与える、「KUGS特別入試」を2021年度から開始するのに備えて、対象となるセミナーを増加させる必要に迫られたようであり、ウイークエンドロースクールも対象となるセミナーに加えるよう依頼された。入試につながることにより、法教育としての本来の趣旨が損なわれないよう細心の注意を払ったうえで、この依頼を受けることになった。

2) 2019年8月23日実施。午前の部は虎姫高校の生徒のみ、午後の部に関高校の生徒が合流した。

3) 2019年10月19日実施。コミットした学生は、3年：下野夏生、2年：坂口雄基、手崎斗翔、小田島太耀、金子晃人、梅田知章、大杉孔太郎、圓佛香織、1年：下畑秀明、海恵啓明、中川結香、中村優里、岡村芽依、杉山綾一、笹嶋美希、手賀健人、小林隼也、佐藤駿丞、嶋田和佳名、田丸詩都の20名（敬称略、学年は当時。以下同じ。）。

守山中学校<sup>4)</sup>、関高校<sup>5)</sup>への出前授業の3回にわたって行ったものである。

以下では、今回の取り組みの理論的背景や意義を説明し（第2章）、教材作成の過程と教材の概要、実践授業のもようを説明した上で、一連の成果と反省点を報告し（第3章）、今後の展望を述べる（第4章）<sup>6)</sup>。

## 第2章 理論的検討

### 1. 「平等」はどのように教えられているか

平等という観念は、歴史的に様々な理解の仕方があり、しかも様々な問題群に関わる。学校生活においても、児童・生徒に「お互いに差別をしてはいけません」、という指導が折に触れて行われ、平等は皆が仲良くすごすための前提条件のひとつとなっている。しかしながら、例えば不合理な差別と合理的区別との違いはどこにあるのか、あるいはいわゆる「逆差別」をどのように考えるのか、などの問題を想起しても、平等という観念はそれほど単純

- 
- 4) 2019年10月28日実施。コミットした学生は、4年：金子朋矢、2年：坂口雄基、梅田知章、伊藤史尚、手崎斗翔、金子晃人、松井陽、髭本茉依、大杉孔太郎、圓佛香織、内田昇吾、1年：山田敏生、下畑秀明、海恵啓明、中村優里、杉山綾一、福島舞、笹嶋美希、円城佳穂、清水ありさ、青木真奈花、青木南夏、中川結香、嶋田和佳名、勝見唯奈、田丸詩都、澤井遼太郎の27人。授業を実践する機会を頂いた倉公一教諭に、御礼申し上げます。
  - 5) 2020年2月14日実施。コミットした学生は、4年：森村匠、2年：坂口雄基、梅田知章、伊藤史尚、手崎斗翔、小田島太耀、金子晃人、大杉孔太郎、圓佛香織、内田昇吾、1年：山田敏生、田丸詩都、中川結香、青木真奈花の14人である。授業を実践する機会を頂いた林直樹教諭に、御礼申し上げます。なお、この実践の直後に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、高校の一斉休校という予期せざる事態により、参加した生徒の感想等を頂くことができなかった。
  - 6) 本稿は、実践授業に参加した学生のうち、梅田知章が草稿を執筆し、福本と加筆・修正のためのやり取りを重ねる形で完成させたが、過年度と同様の理由で、団体としての金沢法友会と福本の共同執筆の形をとった。なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、遠隔授業、図書館閉館、サークルの活動停止の長期化は、本稿の執筆にも大きな影響を及ぼした。長期にわたる作業の中断を余儀なくされたため、関係者の記憶が不鮮明になりつつあるとともに、公表が大幅に遅延することとなった。

なものではない。したがって、辞書的な意味を超えたより深い理解が必要である。このような観点から、教科書における平等の取り扱いを一瞥すると、平等は個人の尊厳を実現するために要請される、ということから出発して、社会の中に存在する差別・偏見とこれを解消するための施策の具体例を豊富に取り上げる、という構成がとられているようである<sup>7)</sup>。もちろん、平等に関わる社会的問題が多岐にわたって存在すること、平等の十分な保障が重要であることを理解させることは不可欠であるから、このような構成は決して、否定的に評価すべきものではない。

しかしながら、これらの具体的問題を考察するための道具ともいえるべき、平等という観念それ自体については、それほど踏み込んだ説明が見られない。すなわち、平等といっても、それには個人の取扱いに差異を設けないことを意味する形式的平等と、個人の状況に応じて取扱いに合理的区別を設けることを意味する実質的平等という2つの観念があるから、具体的問題を平等の観点から分析して、不適切であると判断し、その解決方法を考えることができるためには、この2つの観念の違いと相互関係を理解しておくことが不可欠である。このような次第で、法教育を実践する上では、具体的問題とその解決方法を紹介することだけではなく、平等という現代において重要な価値を表現する言葉の意味を理論的に考察し<sup>8)</sup>、この観念自体の理解を深めた上で、それを具体的問題に適用し、その問題たるゆえん、それに見合っ

---

7) 中学校の社会科の教科書では、例えば、部落差別、アイヌ民族への差別、在日朝鮮・韓国人をはじめとする外国人への差別、女性差別と男女共同参画、障害者差別とバリアフリー、ノーマライゼーション、ハンセン病の元患者への差別・偏見、一票の格差などが挙げられている。

8) このことは、法教育で多く取り扱われる「ルール作り」の際にルールの評価基準として提示される「公平性」の理解を深めることにつながると思われる。『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説【社会編】』にも示されるように、ルール作りの際に必要な公正な判断は、結論に至る手続の公平さに加えて、その判断によって不当に不利益を被る人がいないか、みんなが同じになるようにしているか、といった機会の公平さや結果の公平さが含まれているからである。

た効果的な対策を考える、という機会を設定することが必要であると考え<sup>9)</sup>。

## 2. 教材で扱う平等の観念及びその理論

### (1) 形式的平等と実質的平等

歴史的には、中世ヨーロッパなどの身分制社会では、身分集団ごとの格差が前提とされていたが、近代市民社会の到来とともに、身分制などの格差は廃止された<sup>10)</sup>。ここにおいて、自由な活動をする機会が、身分・門地などに関わりなく平等に与えられる、という形式的平等の理念が生まれた。形式的平等は、制度の上で個人の取扱いに差異を設けないことを意味し、この理念は現在ではあらゆる立法において前提となっている。しかしながら、このような形式的平等の理念のもと、自由な活動が展開されるうちに、この理念が格差を生むというパラドックスに陥ることになる。つまり、形式的平等を徹底しても、自由な競争の中で個人の違いや置かれている状況の違いなどから自然に格差が生まれるに至るのである。そこで、新たに実質的平等の理念が生まれた。実質的平等は、個人の状況に応じた取扱いをすることで、すでにある格差を是正すること、新たな格差の出現を防ぐものである。

---

9) 本教材では、形式的平等は第一義的に守られる基本的人権などの政治的平等を保障するものであり、実質的平等はそのうえで残る格差について経済的平等を求めるものとしてとらえている。中学校の教科書では、個人の尊重と平等権を基盤として、その上に自由権、社会権、参政権、人権を守るための権利などの柱が立てられている図が掲げられるのが常であり、この図では自由権が平等権に基づくものであるものとされるため、これら二つは一見、概念的に対立がないように見える。しかしながら、実質的平等を考えた場合、例えば累進課税政策などで自由権が侵害されることとなり、両者は対立する。以上のような協調・対立の構図を解決するために、本教材では、自由権は基本的人権に含まれ、それが形式的平等によって保障され、社会権に基づく実質的平等が自由権を制限しつつ分配を考えるものと理解した。

10) フランス人権宣言の第1条に「自由・権利の平等」がうたわれたことは、このことを象徴する。

## (2) 分配の原理の必要性

形式的平等と実質的平等の両者を比較すると、その成り立ち、性質ゆえに、実質的平等が常に妥当すべきもののように見える。しかし、特に財の分配を考えるとき、個々の状況に応じて分配を行うという実質的平等に基づく方法を採用上では、不都合な側面がある。すなわちまず、現実的には分配するための財は有限であるため、すべての個人に状況に応じた分配を完全に保障することができない。さらに、その有限な財の獲得について、各個人がそれぞれの状況に応じてどの程度の分配を求めるのかを主張しあうことで、分配について他者との間で利害の衝突が起こる可能性がある<sup>11)</sup>。

これらの不都合を解決するためには、実質的平等の適用範囲を限定する必要がある。そのために、実質的平等の実現を目指して行われる個々の状況に応じた措置が、合理的な区別として許容されるものか、もしくは不合理な差別に当たり許容されないものかを検討しなければならない。その結果、それが不合理な差別に当たるのであれば、その措置を行うことは否定され、もともとある格差が是認されることで、形式的平等が保障される状態にとどまることになる。

このような判断をするためには、その判断の根拠となる、いかなる場合に実質的平等を妥当させることが必要かを示す分配の原理が必要である<sup>12)</sup>。分配の原理は、実質的平等の実現を目指して行われる措置における、対象者の取扱いの違いが適切か否かを評価するための基準であり、以下の2つを参照して、合理性のある基準を設定した。

---

11) 宇佐美誠・児玉聡・井上彰・松元雅和『正義論 ベーシックからフロンティアまで』(法律文化社、2019) 25頁以下では、実質的平等を図るための利益の分配につき、ジョン・ロールズが、財の穏当な希少性のもと、人々が衝突しあう資源への主張を行う状況(「正義の状況」)に着目して、正義を探究したことを紹介している。

12) 何を分配するのは、社会的基本財(ロールズ)、ケイパビリティ(アマルティア・セン)、資源(ドウォーキン)、厚生(功利主義者)など、議論がありうる。重要な論点であるが、今回の実践では、貨幣の量以外の分配の尺度は取り扱わなかった。

まず、不平等がどのように起こるのかという点に着目し、不平等の原因となる不運について、個人の制御を超えたタイプの運である所与運と、個人の制御下であるタイプの運の選択運とを区別し<sup>13)</sup>、個人が負うべき責任に含まれない所与運のもたらす影響のみを補償対象にし、選択運による影響については補償を否定する、運平等主義を参照した基準である<sup>14)</sup>。この基準は、実質的平等の適用範囲を限定するため、随意的選択による影響という自分に責任がある格差は是正する必要がないとする点に合理性があり、これを適用することによって、特別措置を受ける対象者の貧困状態がその者の随意的選択の影響でない場合には、実質的平等を適用して格差を是正する必要があると判断することができる。

次に、不利者の状態を改善することなく、有利者の状態を悪化させることが、平等という観点からは道徳的に望ましいことになるという、平等主義に対する水準低下批判<sup>15)</sup>を受け、新たな分配目標の理論として、閾値までの福利を万人に保障する一方で、閾値を上回る諸個人の間では再分配を否定する、十分主義を参照した基準である<sup>16)</sup>。この基準は、実質的平等の適用範囲

13) 広瀬巖（齊藤拓訳）『平等主義の哲学—ロールズから健康の分配まで』（勁草書房、2016）50頁以下では、ロールズの格差原理に対し、身体的なハンディキャップを負っている、特別なニーズを持っているといった自然的、社会的な賦与による格差を是正すること、また、人々をその結果状態へ至らしめた彼らの意図的選択に目を向けることで個人の責任を問う必要があることを唱え、それらを捉える分配原理である資源平等主義を提唱したドウォーキンが、それにつながる運平等主義の一般概念を形作ったことが紹介されている。

14) 広瀬・前掲注13)54頁以下。個人の責任の範疇とされる選択運の結果であるためには、それが意図的な選択であること、熟練の上で複数の行為選択肢の中から選択できるといふ可能性があることの2つの相関する要素が存在していなければならない、とされる。広瀬・前掲注13)57頁参照。

15) 宇佐美・児玉・井上・松元・前掲注11)110頁。不利者の福利が不変でも、有利者の境遇が悪化することで、格差がなくなることを指している。

16) 宇佐美・児玉・井上・松元・前掲注11)116頁。十分主義の要となる福利の閾値がどのように確定されるかについては、同・117頁で、十分な金銭を持つことは、自分が持つ



を限定するため、一定水準より多くの財を有する人同士の格差は、是正する必要がないとする点で合理性があり、これを適用することによって、十分水準以下の財を有する人が水準に達することができる限りにおいて、実質的平等を適用して格差を是正する必要があると判断することができる。

### 3. 教材の到達目標

以上を踏まえて、平等に関連する問題に意識を向けさせるとともに、平等そのものの観念つまり、形式的平等・実質的平等という性質の異なる2つの平等を具体的に理解すること、さらに平等の問題を解決する施策を考えるために、いかなる場合にどちらの観念が妥当すべきかを考える基準を理解し、それをもとに合理的な判断ができるようになること、の2点を到達目標として設定し、教材を作成した。

## 第3章 教材作成と実践授業

本章では、教材のアウトラインと、実践授業の様子、成果と反省点を説明する。なお、教材作成は、週1回のミーティングを通して行い、各実践授業の直前期には集中的に活動を行った。

### 1. 教材のアウトライン

教材の基本的な構成は、まず形式的平等、実質的平等の説明をし、2つの観念を適切に使い分けるために、実質的平等を適用する際の基準を説明したうえで、実践問題の検討を通じて、内容の定着を図るという流れである。以

---

ているよりも多くを持たないことに満足しているか、あるいは満足しているのが理にかなう、など高い位置に設定するものや、本人の満足に基づく最大閾値と、人間のニーズに基づく最小閾値を設定するものなどが紹介されている。また、広瀬・前掲注13) 150頁以下に紹介されている、十分性水準を下回る人々に完全な優先性を与え、上回る人にはまったく優先性を与えないで、十分性水準を下回っている人々の間でより境遇の悪い人への便益に相対的優先性を与えるという考え方(クリスプ)を参照した。

下では3回目に行った関高校での実践段階での教材をもとに各時限のアウトラインを説明する。その前に行った2回の実践授業の段階からの変更点等については、適宜脚注にて言及する。

### ① 1限

授業のはじめに、この教材の狙いとして、教材を通して学んでほしい「ある取扱いについて平等かどうか考えるときに、合理的な基準で判断し、根拠をもって主張できるようになる」ことを明示し、授業を受けるにあたって意識してもらおうようにした<sup>17)</sup>。

次に、あるバンドグループ内での収益の分配について考えるという事例設定を示し、ボーカルの自分勝手な意見により収益の差別的分配が行われることについて、生徒に是非を問い、収益を均一に分配することで、個人の取り扱いの差異を許容しない考え方を説明した。次に、楽器の補修費がかかるというメンバーの事情を示したうえで収益を等分してよいかを問い、考慮すべき理由がある場合には、個々の状況に応じて異なる取扱いをし、格差の出現を防ぐため、合理的区別をすることが是認されるとする考え方を説明した<sup>18)</sup>。ここまでのまとめとして前者の考え方を形式的平等<sup>19)</sup>、後者の考え方を実質的平等として紹介し、両者の性質を税金の徴収方式を例に出して確認した<sup>20)</sup>。

---

17) 形式的平等、実質的平等、実質的平等を評価する基準という教材の一連の流れを理解することと、平等に関する問題を考えるときに自分の意見を正確にアウトプットできるよう意識することを念頭に授業目標として冒頭に示した。

18) 資料 実践授業の流れ 1限(3)本時の展開 1、2参照。

19) 不平等については、形式的平等が保障されていない状態として、ルールにおいて個人の取り扱いに不当な差があることと説明した。

20) 前2回の実践段階では、大学入試における不正加点の問題を形式的平等の事例に、数が限られる推薦枠の獲得に選考が必要であることを実質的平等の事例とした。また両者の考え方の説明について、自由を制限せず、広く許容することで個人の尊重を守るため、個人を均一に扱おうとする考えを形式的平等、形式的平等によって保障された自由の行

ここまでの流れから、実質的平等がいかなる時にでも妥当し自動的に実質的平等を適用することが正しい、という理解になることを避けるために、先ほどのバンドの例とまとめて紹介した税金の例を用いて、実際にはコストや手間が余計にかかること、分配できる金銭には限りがあるため、個人によって補償内容に差が生まれ、逆差別につながりかねないといったデメリットがあることを確認した<sup>21)</sup>。そして、実質的平等によって設けられた取り扱いの違いが不適切だと考えられる場合には、個人の取り扱いに差異を設けず、形式的平等の理念を妥当させ、格差を是正しなくてよい場合もあることを示し、両者の使い分けの必要性を示唆した。

次に、使い分けを考える際の基準として2つの基準を提示した<sup>22)</sup>。1つ目は、自分の選択の結果生まれたものでない格差からは保護されるというもので、具体的には、①自由な意思決定によるものであること、②選択肢が存在していたこと、が認定される場合には選択の結果とみなし、保護を受けられないとする基準である<sup>23)</sup>。2つ目は、十分な水準の財を持たない人を保護するもので、十分な水準に到達するよう保護を受けるという基準である<sup>24)</sup>。生徒がなじみを持てるように、関市のイメージキャラクターと法教育のマスコットキャラクターを登場させ、前者を「はもみんのルール」、後者を「ホウリス君のルール」として紹介した。また、この2つの基準の定着を図るため、それぞれの基準を用いて考えた場合に対象者が保護を受けるか否かを問う問題

---

使によって格差が生まれることがあり、その是正のため、個人の尊重を守り、個々の状況に応じて異なる扱いをして補償する考えを実質的平等として紹介した。リアルケースや身の回りの事例を取り込み、用語の定義を詳しくしていたが、事例の理解に時間がかかる、問題設定の統一感がない、説明の理解が難しい、などの意見を取り入れて変更した。

21) 資料 実践授業の流れ 1限(3)本時の展開 4参照。

22) 資料 実践授業の流れ 1限(3)本時の展開 5参照。

23) 前出注14)を参照。

24) ここでの充分性水準は生活保護制度を参考とし、健康で文化的な最低限度の生活が保障されるものと設定した。

を設定した<sup>25)</sup>。

## ② 2限

1限の内容確認をした後に、ここまでの理解を活かし、積極的に課題に取り組む場として実践課題を設け<sup>26)</sup>、グループ内で生徒各人が異なった立場の人の役割で参加するロールプレイングを用いた議論という形式にした。課題の内容はある家族5人（父A、息子B、C、D、母E）について、息子3人がそれぞれの立場から父の所有する財産の分配を求め、父と母がそれらの意見を聞き、5人での議論の結果、父から支出される財産の分配を決めるものである。生徒は与えられた役割のシナリオに沿って、これまで学んだ形式的平等、実質的平等の性質や判断のための2つの基準を用いて主張・反論を行い、各グループで平等な分配を目指すというものである。想定していた進め方は、課題の内容・自分の役割を把握し、これまでの教材内容と各シナリオを参考にして主張を組み立て、他の生徒との議論を通して全員が納得する財産の平等な分配を決定する、という流れである。また、議論では、B、Cがそれぞれ、はもみんのルール、ハウリス君のルールを援用し、より多くの分配を受けたいD、あまり多く支出したがないAが加わり、B・DとA・Cが対立するという構図を描いた。Eには、班でまとまった結論を全体発表してもらう役割を与え、そのために他の班員に意見を促すことや、自分から疑問を投げかけ

---

25) 守山中学校の実践では、形式的平等、実質的平等の評価基準について、ふさわしさ、制限の正しさという2つを示した。これらは実質的平等を評価する基準であり、ふさわしさは実質的平等で補償をうける対象の適格性を考えること、制限の正しさは取り扱いの差異により制限を受ける対象についてその制限が合理的理由に基づくか、補償と制限のバランスが必要最低限であるかを考えることとした。しかし、これらの視点に基づいて議論する際、重複する部分が多く、また、なぜこの視点を基準とするのかなど、生徒が理解するには複雑すぎたので変更した。

26) 資料 実践授業の流れ 2限(3)本時の展開 2参照

ることができ、より議論が充実するよう仕向けた<sup>27)</sup>。

実践課題の結論を全体で共有した後に、教材の内容を再度確認するまとめをし、平等に関して今回扱えなかった範囲として、実質的平等の評価をする別の方法もあること、実質的平等を妥当させたいうでの利益調整を考えることなど、教材で扱ったものが絶対でなく、平等を考えるための指針のひとつであることを説明して授業を終えた。

## 2. 実践授業のまよう

実践授業は、司会者が全体の司会進行を担い、生徒5人程度で組まれた各班に進行や補助をする大学生がグループリーダー、サブリーダーとして参加するグループワーク形式で行った。

形式的平等と実質的平等を説明するバンド内での収益の配分を考える事例問題は、特に詰まることなく進めることができたが、実質的平等のデメリットを採す問題や実質的平等のデメリットがある場合に形式的平等が妥当する、という結びつきの部分が難しかったようで、具体例を出すなど誘導しながら進行した。実質的平等の評価基準の部分は考える内容が多く、1限中の説明だけでは戸惑っている生徒も多く見られたが、各班の学生の説明や授業内容を見直すことで2限までには理解ができていたようである。

2限の実践問題については、ここまでの内容の理解をすることで、課題のスタート地点に立つことはできていた。想定通り、自分の立場を踏まえ、これまでの授業内容を活用して主張・反論が行えた生徒・班が多かったが、それらを手早く済ませ、議論をより深めている班、役割設定と異なる自分の主

---

27) 前2回の実践段階では、生徒会選挙で選挙ルールを評価するという事例設定で、生徒たちは役割として異なる2候補の支持者と議論の判定員に分かれ、①選挙運動は選挙期間であっても昼休みだけの、さらに定められた日にちのみ行うことが出来るとする②選挙運動を支援する選挙支援者は人数を5人とし、5人集められない場合には不足した人数分教師が選挙支援者に加わるというルールを評価した。

張をして議論を進める班、過程では授業内容が活用できていたが、最終的な結論を感情論で決めてしまっていた班、など班によって大きく異なるものとなった。しかし、ある主張に対し全員が納得するという結論が出せていた班が多く<sup>28)</sup>、議論の過程でこの教材の狙いであった理解や能力を活かして議論するという形がとられていたので、授業内容を活用し積極的に取り組む意義のある課題であったと感じた。

### 3. 成果と反省点

#### (1) 準備段階

例年言われることであるが、週1回の教材作成のための活動から、実践授業直前期の資料作成、教材修正をふくめた活動に至るまで、一部のメンバーの負担が重くなっている印象をうけた。準備段階でメンバーの役割分担、活動の計画設定などはしていたが、教材作成に主体的に取り組むメンバーが固定化した結果、教材の内容を熟知するメンバーが限られてしまうことになり、反省点である。一方で、各実践授業直前期は、試験期間などとの兼ね合いで活動時間の確保に苦勞したが、本番を想定したリハーサルを1、2回行うことができた。これにより、教材作成に参加していないメンバーも実践授業を行うにあたっては、ある程度の教材理解ができていた。とはいえ、授業を中心的に進めるメンバーには、教材作成時から積極的に参加してもらい、教材の完成版を、リハーサルを通して確認し、他のメンバーに共有することが望ましいと考えている。法教育に携わるメンバーが年々増加していることも受け、具体的な方策を検討する必要がある。

#### (2) 到達目標の達成度

到達目標として挙げた2点はいずれも十分に達成できたと考えている。形

---

28) 全体としては、ホウリス君のルールを援用し、十分水準以下にある人を優先的に救済するという結論を出していた班が多かった。

式的平等、実質的平等の性質について、各班が実践課題に対する結論をだす過程で授業内容をひとしきり活用する議論ができていたことを確認でき、理解が得られたようである<sup>29)</sup>。

また、実質的平等について合理的な基準で判断し、根拠を持って主張することについては、全体としてはおおむね達成できていたようだが、班ごとに実践課題での成果が分かれてしまったようである。考える際の指針の理解や、教材の知識の理解はできていても、問題設定と違う主張をしてしまい、それをもとに議論が進むことや、問題設定では想定されていない分配を採用すること、結論を出す場面で、どちらの主張がより合理的かという判断方法でなく、かわいそうなどの感情論で根拠に欠ける判断を下していることも少数であるが見受けられた。これらの問題は、学生のサポート次第で対応できることもあるが、実践課題の持つ教材における意義とゲーム性とのバランス調整や、基準の明細化によって解消できるかもしれない。今回は問題が生じた班も、他の班の結論を聞くことや大学生の説明を通して、実践問題での狙いを理解してもらおうよう図ったため、全体として目標の達成ができたように感じる。しかし、実践課題で、生徒に興味を持って主体的に取り組んでもらえるような事例設定と、実践課題の持つ教材における意義の両立の難しさを実感した。このような点はやはり、事前のリハーサルを通して改善していくべきだろう。

### (3) その他の課題

毎回の実践授業後、参加した大学生の間で反省会を開き、教材や授業進行の課題や成果を話し合った。その場で出た意見で主なものをあげる。まず、教材で扱った事例の難易度のばらつき、事例設定の統一感のなさが挙げられ

---

29) 守山中学校の実践授業の感想になるが、平等のイメージが具体化された、性質の違う理念が存在することを知ったなど、この部分の理解を得られたとするものがほぼ全員分に書かれていた。

た。教材作成時には、難易度のばらつきは残したまま、解答時間や誘導の調整で対応しようと考えて授業に臨んだが、生徒が事例を考える際には想定よりも違和感を与えてしまったようである。また、一連の事例問題の設定を統一し、生徒が問題を解く際にいたずらに問題設定に惑わされないようにすることにも注力したが、教材の流れを優先し、妥協した部分もある。こうした教訓は以後活かすようにしたい。

次に、実践課題を進める際の生徒へのサポートが難しいという意見があった。先に述べた通り、この教材は実践課題を、ロールプレイングを用いた議論という方法を採用した。そのため、班全体の進行が難しく、生徒1人1人へのサポートも大学生の人数、課題の時間を考えると、過年度の教材よりも困難であり、実際、(2)で挙げたような問題も見受けられた。ロールプレイング形式のメリットを確保しつつ、これをいかに効率よく問題に取り入れるか検討し、実際に運用するにあたりどのような問題が出てきそうか見通しを立てるためにも、リハーサルなどを通して念入りに確認をすることが重要であると感じた。

#### 第4章 おわりに

今回の実践では、平等について、形式的平等・実質的平等の区別、両者の使い分けの基準、平等な扱いを争う問題へのあてはめと議論による解決という一連の流れを扱い、それを教材にして授業をすることによる成果を示せたと考えている。教材で扱った内容は、モデルケースの問題だけでなく、現実の差別・格差にまつわるリアルケース的な問題から身近にある取扱いの区別の是非についても目を向け、根拠を持って考えることによりさらに活かされる<sup>30)</sup>。また、本教材は分配するものを財に固定し、実質的平等による個々人

---

30) 守山中学校の実践授業の生徒の感想では、授業内容を周りの人との決まり事を作る際にも意識したいというコメント、実質的平等を評価するルールから現行の制度を疑問視する感想などがあった。



の分配割合をどのように調整するかや、十分水準はどの程度に設定するかなどについてはあまり掘り下げなかった。これらの点は、平等を考える教材において重要なテーマになり得る可能性を感じた<sup>31)</sup>。さらに今回は、教材の理解の定着を図る実践課題ではロールプレイングを用いた議論という新たな試みを行った。これの導入によって、主体的な学びの姿勢を作りやすかったのではと考えている<sup>32)</sup>。今後の教材にも取り入れられればと思う<sup>33)</sup>。

---

31) 実際の政策としての分配をどのように実現すべきかについても深く触れなかった。また、関高校での実践授業では、生活保護の不正受給などを、分配の問題点として示す生徒がいたが、システムを不正に利用することは平等の理念を毀損するものではなく、これらはある程度離して考えなくてはならない。しかし現象を無視することもまた妥当ではなく、これらの論点や政策としての分配についても、本教材での理論を足掛かりとして、新たな教材のテーマとして扱われることを期待したい。

32) 守山中学校の実践授業の生徒の感想では、ディスカッションを通して能動的に学ぶことができた、より相手の立場を考える必要性が分かった、大学生と話しながら進めることができ楽しかったなど、この形式を用いたことに対して肯定的な意見が多かった。

33) もっとも、関高校における実践の終了直後から、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、サークル活動の停止が長期にわたることを余儀なくされ、新入生の勧誘すらままならない状態となってしまった。しかも、金沢法友会が積み重ねてきた法教育の実践は、グループワークをふんだんに取り入れるものであるため、感染防止対策と両立させることは極めて難しく、活動の継続にも深刻な影響を受けることとなった。現実には現実として受け止めた上で、これまでの蓄積を基盤として、リモートでどこまでのことができるか、逆にリモートならではの新しい活動を構想する余地はないか、検討と試行を重ねているので、関係各位のご支援をお願いしたく、ここに付記する次第である。

**【資料】 関高校における実践授業の流れとワークシート**

1 限

(1) 本時の狙い

授業の目標として挙げた、「ある取扱いについて平等かどうか考えるときに、合理的な基準で判断し、根拠をもって主張できるようになる」ための基盤となる考え方を習得する。

(2) 準備・注意事項

- ・グループワークを行うため、事前に 5～6 人のグループを作り、各グループに進行や補助をする大学生が 1～2 人加わる。
- ・グループワークでは、グループ全員に意見を聞くようにし、意見が同じ場合にはその理由も聞く。また、発表をする生徒を決めておく。
- ・全体の司会、各グループでの進行を担当する大学生は、生徒の発言する意見に対し、内容を補足する、質問を交えて意見を深掘りするなどをしつつ、意見を繰り返すといった反応を意識する。

(3) 本時の展開

	学習活動	注意事項
導 入	<p>1 形式的平等について理解してもらおう。(10分)</p> <p>①事例(問1)説明(1分)</p> <p>バンドを組んで練習を続けて数ヶ月、初めて行ったライブが見事大成功を収めました！ライブが終わり、数日が経ち、バンドのみんなでライブの収益の配分について話し合うことになり…</p> <p>すると、ボーカルの A さんが「ボーカルの俺はすごく目立っていた！君たちは地味で目立ってないから、俺の取り分は多めにしようよ！！」と、言い出しました。</p> <p>問1＝設問1(アイスブレイク)「ボーカルの提案は受け入れられますか？グループで考えてみましょう。」</p> <p>②グループワーク(5分)</p> <p>③グループワークの結果を発表(2分)</p> <p>④形式的平等についての説明(2分)</p>	<p>1</p> <p>①ワークシート参照。</p> <p>②アイスブレイクも兼ねて自己紹介を行う。</p> <p>③2～3 グループに発表してもらう。</p>
展 開	<p>2 実質的平等について理解してもらおう。(7分)</p> <p>①事例(問1)説明(1分)</p> <p>問1＝設問2「設問1で決めた分配に従って、活動</p>	<p>2</p> <p>①ワークシート参照。</p>

<p>していると、維持費などにおいてベースやドラマの B 君、C さんが多くお金を消費していることが判明しました。収益の分け方は本当に設問 1 で決めた方法で良かったのでしょうか？また、良くないとした場合どのような分配方法にしたら良いのでしょうか？」</p> <p>(1) グループワーク(2分)</p> <p>(2) グループワーク内容の発表(2分)</p> <p>(3) 実質的平等の説明(2分)</p> <p>3 形式的平等と実質的平等の性質と具体例の説明(6分)</p> <p>4 実質的平等のデメリットを理解する。(7分)</p> <p>①事例(問 2)説明(1分)</p> <p>問 2-設問「実質的平等のデメリットは何でしょうか？バンドの例や税金の例を参考に考えよう。」</p> <p>②グループワーク(4分)</p> <p>③グループワーク内容の発表(1分)</p> <p>④実質的平等のデメリットについての説明(1分)</p>	<p>(2) 2~3 グループに発表してもらおう。</p> <p>3 両者の性質を理解するため、形式的平等については消費税を、実質的平等については所得税を引き合いに出して説明する。</p> <p>4</p> <p>①ワークシート参照。</p> <p>②問 1-設問 2 の事例(バンド内での収益分配)や、上記注意点 3 (税金の徴収方式)の内容をもとに検討する。ボーカルに分配される収益が減る、所得を調べ異なる割合の税を賦課するには手間やコストがかかるなどの事情を考える。</p> <p>③2~3 グループに発表してもらおう。</p> <p>④②をふまえて、実質的平等を保障するためには、コストや手間がよりかか</p>
--	---

	<p>5 形式的平等と実質的平等を使い分ける基準を説明し、理解してもらおう(15分)</p> <p>①はもみんのルール(運平等主義による基準)の説明(3分)</p> <p>②ハウリス君のルール(十分主義による基準)の説明(3分)</p> <p>③事例(問3)説明(1分)</p> <p>問3＝設問「Sさんは貧しい家庭に生まれ、親から中学卒業後に働くよう言い聞かせられていた。Sさんは自分からそのようにしたが、バイト暮らしとなったので、同世代の人と比べて裕福ではないが生きられないほどではない。</p> <p>はもみんのルール、ハウリス君のルールそれぞれに当てはめて考えると保障されるでしょうか？」</p> <p>④グループワーク(5分)</p>	<p>ってしまうことや、利害が食い違うことで保障されない側に制限がかかることを説明する。</p> <p>5 形式的平等と実質的平等は一長一短の性質を有しており、場面にに応じてどちらの理念を用いるかを考える必要があること、そのための判断基準(実質的平等を適用することが適切かどうか判断する基準)があることを説明する。</p> <p>①ワークシート(まとめ資料)参照。</p> <p>②ワークシート(まとめ資料)参照。</p> <p>③ワークシート参照。</p> <p>④はもみんのルール(運平等主義による基準)を適用すれば補償をうける(親から言い聞かせられ、自分の自由な意思決定とはいえない)。一方、ハウリス君のルール(十分主義による基準)を適用すれば補償をうけない(十分水準以下</p>
--	--	---

	⑤グループワーク内容の発表(1分)  ⑥基準について再度説明(2分)	ではない)。以上のように考える。 ⑤2~3 グループに発表してもらう。
--	--	--

2 限

(1) 本時の狙い

授業の目標として挙げた、「ある取扱いについて平等かどうか考えるときに、合理的な基準で判断し、根拠をもって主張できるようになる」ため、1限で習得した考え方をういてそれを実践する。

(2) 準備・注意事項

- ・1限に引き続き、グループワークを行うため、5~6人のグループを作る。
- ・各グループに加わる大学生は、実践課題で生徒の授業内容や、事例設定の理解度を見て必要な場合に補助をする。また、議論を充実させるために、生徒に意見や理由を聞くなどもある。

(3) 本時の展開

	学習内容	注意事項
お さ ら い	1 1限目の振り返り(5分) ①1限目の授業内容の振り返り(5分)	
展 開	2 ここまでの授業内容の確認と、その理解を問題解決に活かすための実践課題(ロールプレイングを用いた議論)(40分) ①事例説明(5分) 生徒をA(父)・B(長男)・C(次男)・D(三男)・E(母)にそれぞれ割り振り、各人の貧困状況を踏まえて、A・E共同所有の500万円をどう平等に即して割り振るかを決定する。 ②グループワーク(30分) i)生徒にそれぞれ役割を割り当て、理解してもらう。 ii)各生徒(B~D)に、役に沿って自らの貧困状況とその経緯、要求金額を発表してもらう。 iii) A・E主導のもと、B~Dにどの程度の金額を割り振るかを決定する。その際、B~Dは自らの支給予定金額に対し、異議を述べ、多当事者型ディスカ	2  ①ワークシート参照          時間内に全員が納得する結

	ッションをする。 ③グループワーク内容の発表(5分)	論を出すように促す。 ③4~6 グループに発表してもらおう。
まとめ	3 実践課題のまとめと、今回範囲外とした他の平等の基準や、形式的平等と実質的平等が実際にどのように適用されており、実質的平等がどのようなバランスで使われているかを説明する。(5分)	3 ワークシート(まとめ資料)参照。

<教材の目的>

ある取扱いについて平等かどうかを考える場合、この教材で習う合理的な基準で判断し、根拠をもって主張できるようになること。

<問 1>

バンドを組んで練習を続けて数ヶ月、初めて行ったライブが見事大成功を収めました！ライブが終わり数日が経ち、バンドのみんなでライブの収益の配分について話し合うことになり…

ボーカルの A さんが「ボーカルの俺はすごく目立っていた！君たちは地味で目立ってないから、俺の取り分は多めにしようよ！！」

(設問 1) (アイスブレイク)

ボーカルの提案は受け入れられますか？グループで考えてみましょう。

2/14(金) 金沢大学出張講義 ～「平等をどう考えるか」～

金沢法友会

(設問 2)

設問 1 で決めた分配に従って、活動していると、維持費などにおいてベースやドラマの B 君、C さんが多くお金を消費していることが判明しました。

収益の分け方は本当に設問 1 で決めた方法で良かったのでしょうか？  
また、良くないとした場合どのような分配方法にしたら良いでしょうか？

<自分の意見>

<友達の意見>



<問 2>

実質的平等のデメリットは何でしょうか？

バンドの例や税金の例を参考に考えよう

<自分の意見>

<友達の見解>

2/14(金) 金沢大学出張講義 ～「平等をどう考えるか」～

金沢法友会

<問3>

Sさんは貧しい家庭に生まれ、親から中学卒業後に働くよう言い聞かせられていた。Sさんは自分からそのようにしたが、バイト暮らしとなったので、同世代の人と比べて裕福ではないが生きられないほどではない。

はもみんのルール、ホウリス君のルールそれぞれに当てはめて考えると保障されるでしょうか？

\*はもみんのルール

<自分の意見>

<友達の見解>

\*ホウリス君のルール

<自分の意見>

<友達の見解>

<実践事例>

A家は今、重大な問題を抱えています。なんとA家の息子たちB・C・Dが貧困に苦しみ父であるAに助けを求めてきたのです。

4人の立場になって話し合い、平等な分配を目指しましょう。

<Aさん(父)の意見>

<Bさん(長男)の意見>

<Cさん(次男)の意見>

<Dさん(三男)の意見>

2/14(金) 金沢大学出張講義 ～「平等をどう考えるか」～

金沢法友会

<Eさん(鬼嫁)のメモ欄>

<結論>

<まとめ資料>

形式的平等

…ルールや決まりごとについて個人を非合理的な理由で区別せず均一に扱うこと

実質的不平等

…形式的平等を徹底しても、自由な競争の中で個人の違いや置かれている状況の違いなどから自然に生まれてくる格差のこと

実質的平等

…実質的不平等を無くすために、多くを持つ者から持たない者へ分配を行うこと

はもみんのルール

…自由な選択によってリスクを引き受けたと考えられる場合には、結果的に格差が生まれても分配によって保障する必要はないと考える。自由な選択と言えるのは①自分で選択した行為によること②ほかに選択可能な行為が存在したことの二つを満たす場合。

ハウリス君のルール

…格差が生まれた原因の如何に関わらず、最低限これだけあれば問題ないという十分な水準に満たない人を対象として分配して保障すべきと考える。  
※十分水準は社会通念によって定められるためこれという基準を示すことはできないことに注意。  
例えば「健康で文化的な最低限度の生活」など。

さらに学びたい人へ…

はもみんのルールはロナルド・ドゥオーキンが提唱した「運平等主義」という考え方をもとに作りました。ハウリス君のルールはハリー・フランクファートが提唱した「十分主義」をロジャー・クリスプが「同情原理」を組み込んで修正した考え方をもとに作りました。詳しく知りたい人は調べてみてください。

その他、今回扱いきれなかった平等にまつわる重要トピック

…〈優先主義〉〈アファーマティブアクション〉〈逆差別〉〈グローバルな平等〉